



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年1月26日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
河川課	管理調整監 企画環境係	長谷川 高橋	内線 4631、4637 直通 058-272-8585 FAX 058-278-2753

「木曽川上流圏域河川整備計画の変更（原案）」 に対する意見募集（縦覧）

岐阜県では、中津川市のまちづくり計画と連携して河川整備を実施していくため、木曽川上流圏域河川整備計画の変更手続きを進めています。

このたび、河川整備計画の変更（原案）を作成しましたので、皆さまからご意見を広く募集します。

記

1 内容

木曽川上流圏域河川整備計画の変更（原案）に対する意見募集

<変更の内容（概要）>

- ・千旦林川の工事施行区間の追加

2 募集期間

令和8年1月26日（月）～2月24日（火）

※郵送の場合は2月24日（火）消印有効

FAX、電子メールの場合は2月24日（火）必着

LoGo フォームの場合は2月24日（火）23時59分まで

3 縦覧可能場所

- ・岐阜県ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/475184.html>)
- ・県庁 河川課
- ・可茂総合庁舎 可茂土木事務所
- ・東濃西部総合庁舎 多治見土木事務所
- ・恵那総合庁舎 恵那土木事務所
- ・中津川市役所
- ・瑞浪市役所
- ・恵那市役所
- ・美濃加茂市役所
- ・可児市役所
- ・八百津町役場
- ・御嵩町役場

4 意見提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

【LoGo フォームによる提出】

以下のフォームからご意見を提出ください。

<https://logoform.jp/f/zt274>

【意見提出用紙による提出】

「意見提出用紙」に住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び担当者名）、連絡先（電話番号、メールアドレス）を明記し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で以下に提出してください。

岐阜県県土整備部河川課企画環境係 行

- ・郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・F A X：058-278-3568
- ・電子メール：c11652@pref.gifu.lg.jp

5 留意事項等

- ・「意見提出用紙」は3の縦覧可能場所において入手できます。
- ・ご意見を提出される場合は、件名、住所、氏名、電話番号、メールアドレスを必ずご記入ください。ご記入がないものについては、本募集の意見として受付できない場合があります。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のために使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。
また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ・ご意見は日本語で記載してください。
- ・いただいたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。

6 個人情報の取り扱いについて

- ・個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理します。
- ・本人の同意があった場合など個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、ほかの目的での利用や、第三者に提供することはありません。

7 お問い合わせ方法

ご質問等は、下記までお願いします。

岐阜県県土整備部河川課企画環境係

電話：058-272-8585

電子メール：c11652@pref.gifu.lg.jp

なお、多く寄せられたご質問や専門用語などに対するご質問、及びその回答については、他の皆さんにもご活用いただけるよう、3の縦覧可能場所にて公表させていただきます。

8 添付資料

- ・ 木曽川上流圏域河川整備計画変更（原案）
- ・ 木曽川上流圏域河川整備計画変更対比表
- ・ 意見提出用紙

(参考)

木曽川上流圏域河川整備計画の変更について

1. 河川整備計画とは

河川整備計画とは、平成9年の河川法改正に基づいて、今後20～30年間に行われる河川工事、河川の維持等の内容について、河川管理者が学識経験者や地方公共団体から意見を聞くとともに、地域住民の意見を反映させながら、河川整備の全体像を定めるものです。

この河川整備計画には、洪水等の防災、流水の占用、漁業活動やリクリエーション等の河川の利用・活用、河川の水質や生態系の保全等の河川環境に関する現状の課題に対する考え方や今後実施しようとする対策を具体的に盛り込むこととなっています。

2. 木曽川上流圏域とは

河川整備計画の策定は、一連の河川整備計画の効果が発現する単位ごととし、一級河川の県管理区間においては水系ごと又は本川及び一次支川の流域を1つの策定単位（圏域）として位置づけています。今回は、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、八百津町、御嵩町を流域に抱える木曽川上流圏域の河川について、計画の変更を行います。

3. 木曽川上流圏域河川整備計画の変更（原案）に対する意見募集

木曽川上流圏域河川整備計画の変更（原案）に対して、河川法第16条の2第4項に基づき県民の皆様からご意見を募集します。皆様からいただいたご意見につきましては、必要に応じ「木曽川上流圏域河川整備計画（変更）」に反映させていただきます。



木曾川上流圏域位置図